

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 認定第 1号 平成20年度上天草市歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 認定第 2号 平成20年度上天草市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 6 認定第 3号 平成20年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第78号 上天草市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第79号 上天草市環境基本条例の制定について
- 日程第 9 議案第80号 上天草市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第81号 上天草市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第82号 上天草市特別奨学金給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第83号 平成21年度上天草市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第13 議案第84号 平成21年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第85号 平成21年度上天草市診療所特別会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第86号 平成21年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第87号 平成21年度上天草市斎場特別会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第88号 平成21年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第89号 平成21年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第90号 平成21年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第91号 平成21年度上天草市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第92号 平成21年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第93号 字の区域変更について
- 日程第23 議案第94号 熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

日程第24 議案第95号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(22名)

議長 堀江 隆臣		
1 番 平田 晶子	2 番 何川 雅彦	3 番 田中 辰夫
4 番 須崎 光枝	5 番 宮下 昌子	6 番 西本 輝幸
7 番 高橋 健	8 番 小西 涼司	9 番 島田 光久
10 番 川口 望	11 番 田中 万里	12 番 山口 安彦
13 番 北垣 潮	14 番 園田 一博	15 番 窪田 進市
16 番 津留 和子	17 番 桑原 千知	18 番 渡辺 勝也
19 番 田中 勝毅	20 番 猪塚 安親	21 番 新宅 靖司

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市長 川端 祐樹	教育長 鬼塚 宗徳
病院事業管理者 樋口 定信	総務企画部長 永森 良一
市民生活部長 村田 一安	建設部長 永森 文彦
教育部長 鬼塚 憲雄	健康福祉部長 松浦 省一
経済振興部長 佐伯 秀昭	会計管理者 池田 昇
上天草総合病院事務長 松本 精史	水道局長 鎌田 成朗
総務課長 杉田 良一	財政課長 森内 孝生

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 村枝 誠二	局長 補 佐 野崎 秀満
参事 大石智奈美	

開会 午前10時00分

○議長（堀江 隆臣君） おはようございます。

平成21年12月の議会運営も議員皆様方のこれまでの御支援、御協力により無事迎えようとしておりますが、新しい22年の議会運営がさらに推進されますようお願い申し上げますとともに、本年最後の議会を無事に務めさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく御協力をお願い申し上げます。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成21年第9回上天草市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀江 隆臣君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、議長において16番、津留和子君、17番、桑原千知君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（堀江 隆臣君） 日程第2、会期の決定については、去る11月16日及び24日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（山口 安彦君） おはようございます。それでは議会運営委員長報告を申し上げます。

平成21年第9回上天草市議会定例会に当たり、議会運営委員会を去る11月16日及び24日に委員会を開き、会期日程等について協議いたしましたので、その結果について皆様方に御報告申し上げます。

まず、11月16日に協議しました結果を報告いたします。

この日は、主に第9回定例会の会期日程の素案についての検討をいたしました。開会を12月1日とし、閉会を12月17日とする案で内定しましたが、詳細についての最終決定は一般質問の口頭通告人の人数などが不確定なことから、次の委員会に持ち越しました。

次に、提出予定議案につきましても、この時点で認定3件、条例7件、補正予算案10件、その他3件の合計23件であり、事務局より提出予定議案の報告を受けたところでございます。

次に、11月24日の委員会で協議した結果を御報告申し上げます。会期につきましては、本日の1日を開会、提案理由の説明、2日、3日は議案研究のため休会し、4日を議案質疑及び委員会付託。5日から7日を休会といたしまして、一般質問の通告者が12名でありますので、7

日を休会しまして、一般質問の期日を8日4人、9日4人、10日4名の12名で3日間とすることを一般質問の会期として行うことを決定いたしました。

次に、各常任委員会は11日金曜日を文教厚生常任委員会と経済建設常任委員会の2委員会を開催し、12日と13日の休日を休会とし、14日月曜日に総務常任委員会を開催することを決定いたしました。

次に、15日と16日は議会事務局の事務整理のために休会し、17日金曜日を最終日といたしまして委員長報告並びに採決、閉会とすることに決定いたしました。

次に、提案されました23件の議案及び陳情について付託委員会を含め検討し審議いたしました結果、全議案を本会議へ上程することを決定いたしました。

なお、議会運営委員会といたしまして、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることをあわせて決定した次第でございますので、御報告を申し上げ、委員長報告を終わります。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（堀江 隆臣君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告どおり決定したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、委員長報告どおり17日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（堀江 隆臣君） 日程第3、諸般の報告。

議事に入ります前に、御報告申し上げます。

熊本県市議会議長会に出席しましたので、その概要について御報告いたします。

去る10月8日、天草市において開催された第241回熊本県市議会議長会では、開会あいさつの後議事に入り、正副議長、全員の紹介後、会務の報告が行われ、これを承認し、引き続き議案審議が行われました。

今回提出された案件は、平成22年度熊本県市議会議長会予算並びに第19回熊本県市議会議員研修会や、天草市提出議案の離島航空に準ずる路線維持のための各種支援措置制度の拡充について、及び会長市提出議案の中九州地域の交通網の整備促進についてでございます。

議長会では2件の提出案件について慎重に審議した結果、いずれも地域振興に関する重要な案件であるため、原案のとおり可決されました。

なお、二つの案件につきましては、九州市議会議長会第4回理事会に熊本県14市議会の共同提出議案として提出することに決定いたしました。また、次回の熊本県市議会議長会の開催地を山鹿市とすることに決定し、閉会いたしました。

次に、平成21年度8月から10月分の例月出納検査結果報告書が監査委員より提出されまし

たので、議会事務局に保管してあります。必要な方は御閲覧お願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

ここで、市長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 皆さん、おはようございます。

諸般の報告をいたします。

去る9月29日、熊本県市長会が菊池市で、10月15日、九州市長会が日田市でそれぞれ開催されましたので、その概要について御報告いたします。

熊本県市長会の議事は、各市から提出されました26議案のうち都市財政の拡充強化についてなど5件を九州市長会へ、九州市長会の議事は、各県より提出されました20議案のうち地域医療保険の充実強化についてなど5件を重要議案として全国市長会へ要望するとともに、新内閣の発足に当たって、早急に対応が必要な事項7件が緊急決議案として要請されました。

次に、市政の動きについて御報告いたします。

我が国におけるデフレ経済の進展並びに景気の悪化により、上天草市経済状況の悪化が非常に危惧されています。特に雇用問題が喫緊の課題となっており、これまで上天草市緊急雇用対策本部において105名に及ぶ雇用創出を行ってきたところであります。来年度は130名以上の雇用確保に向けて取り組んでいます。

また、農業、漁業、商工業など各産業の従事者とひざを交えての意見交換を開始します。経済振興キックオフミーティングと題しまして、行政側と産業従事者とで幅広く情報交換をし、経済振興戦略会議における経済振興策の策定につなげ、上天草市域内景気の浮上を目指します。

また域内消費の低迷を打破するため、平成22年1月11日から、昨年と同様に上天草市地域振興券みらいの販売を開始いたします。

次に、環境問題が大きくクローズアップしている中で、本市においてもごみの減量化が最重要課題であると位置づけております。今定例会におきまして環境基本条例の制定を上程いたしております。レジ袋削減を目的に、マイバッグ推進運動を実施してまいりましたが、さらなるレジ袋の削減を図るため、9月30日に上天草市レジ袋削減推進協議会を設置し、レジ袋の有料化を目的に取り組んでいるところであります。

以上で、諸般の報告を終わらせていただきます。

日程第4 認定第1号 平成20年度上天草市歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定第2号 平成20年度上天草市水道事業会計決算の認定について

日程第6 認定第3号 平成20年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について

○議長（堀江 隆臣君） 次に、第6回9月市議会定例会において決算特別委員会に付託し、継

続審査となっております日程第4、認定第1号、平成20年度上天草市歳入歳出決算、日程第5、認定第2号、平成20年度上天草市水道事業会計決算及び日程第6、認定第3号、平成20年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算について、以上3件の決算認定を一括議題といたします。

決算特別委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

決算特別委員長、島田光久君。

○決算特別委員長（島田 光久君） 皆さん、おはようございます。決算特別委員長の報告をいたします。

9月定例会において決算特別委員会の付託を受け、閉会中の審査となっております認定第1号から認定第3号までの案件につきまして、10月20日から22日まで三日間、委員会を開催し審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告をいたします。

委員会での審査方法といたしましては、部、局単位ごとに、主要施策の説明書により説明を受け、その上で予算の執行が適正かつ効率的に行われたかどうか。また、施策や事業の目的がどの程度達成され、市民のサービスや福祉の向上にどのように貢献したか、などの視点から慎重に審査を行い、それぞれ質疑、討論、採決を行っております。

なお、決算の数値や、各事業成果の説明は、9月定例会において提出されております決算書及び主要施策説明書のとおりでございますので、そこは省略させていただき、委員会で出ました主な質疑や意見と及び執行部からの答弁についての要点を報告させていただきます。

まず、認定第1号の一般会計及び特別会計決算では、冒頭、財政課長より本市の財政は自主財源比率が24.2%と低く、依然として依存財源体質から脱却できていない。今後も歳入の適正な確保と拡充に努め、歳出では一層の経常経費削減を進め、財政の安定確保を図り、経済、財政事情等に応じた予算編成と執行を心がけ、地域の活性化を実現していくとの総括がありました。

それでは、認定第1号、平成20年度上天草市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。各部局ごとに報告いたします。

まず、議会事務局所管についてですが、事務局長より主要施策成果説明書及び歳入歳出決算書で説明がなされました。委員から特に質疑もなく、了承しております。

次に、総務企画部所管についてですが、委員より、全般的なこととして自主財源確保の長期的ビジョンについての質疑があり、担当部長からは、個人所得や企業利益の増収を図り、市税をふやすことが行政の永遠のテーマとして挙げられるが、まずは収納対策に力を入れ、徴収率を高めていくとの答弁がありました。

また、不納欠損の理由、またそうした場合どうなるかなどの質疑があり、代表監査委員から、地方税法では5年経過したら時効ということもある。徴収に力を入れてくださいと指導している。実際に不納欠損すると、滞納されている分はゼロになるので、手続も1件1件理由を明確にするように指示をしているとの答弁がありました。

また、公有財産台帳の一部が未整備である状況について質疑があり、代表監査委員や担当部長

より、合併して旧町からの引き継ぎ台帳が正確でなかったため、毎年指導してきたが、現在監理課で7割程度整備が進んでいる。今後も定期監査のときなどに指示を出して、早い機会に整備が終わるように努めたいとの答弁がありました。

次に、市総合計画の前期基本計画は20年度に終了し、その達成度と後期の計画についての質疑があり、担当課長から、全体的な検証はしていないが、現在行っている事務事業評価や施策の優先度評価1010プログラムを数値化した上で検証し、後期計画についても、総合計画のテーマや市長のマニフェスト、市民の意識調査等を踏まえた計画を実施していきたいとの答弁がありました。

そのほか、総務課の所管関係では、行政区長と区の運営並びに児童活動補助金について、コンプライアンス委員会について、中高連携促進事業補助金の21年度予算について、監理課関係では夏のグリーンカーテンの効果について、災害団地土地使用料の今後について、工事入札の事務の流れについて、企画政策課関係ではアダプトプログラムの事業内容について、地域通貨事業の買い物券発行時期について、インターネットのYou tube（ユーチューブ）活用についてなど、委員から多くの質疑や意見要望がありました。

また、不用額については、各需用費や総合行政システムの保守料などの情報関係予算の残額、非常備消防需用費の残額についての質疑がありました。その消防関係につきましては、委員より、予算が残っているが、分団の格納庫の雨漏り修繕を要望しても予算がなかなかつきにくいと聞いている。不用額として残るなら、状況により対応できないかとの質疑があり、担当課長からは、当年度予算の最終補正が1月末なので、3月までの緊急用として予算を確保しているが、修繕できるものは状況を見て対応していきたいとの答弁がありました。

このような慎重審査を経まして、総務部所管の決算については了承されました。

次に、市民生活部所管についてであります。まず委員から、市税関係の質疑が多くありました。

その中で、固定資産税の現年度課税の不納欠損額が93万2,700円あるが、なぜ現年度分に対してそのような対処になるかとの質疑があり、担当課長からは、現年分は滞納している法人が廃業をし、事実上、事業の再開が見込まれないために不納欠損となった。そのほか、固定資産税滞納繰越分の不納欠損処理は、執行停止3年経過分が9件、執行停止に係る即時消滅分が16件、消滅時効5年間行使しないとき125件、合計150件で1,599万7,489円になったとの説明がありました。

また、現年度及び過年度滞納繰越分の収入未済額が大き過ぎるが、徴収はどのように行っているのか、一番金額の多い滞納者の額は幾らかなどの質疑があり、担当課長からは、滞納処理のための家宅捜査を51件、自動車のタイヤロックによる差し押さえを13台、預貯金の差し押さえを1,009件など、合計1,868件、4,163万1,028円が差し押さえの実績として上がっているが、収入未済額は現在のところ3億9,457万6,709円で、前年度末に比べ1,939万円増加している。今年の徴収に関して、現年の新規滞納者だけで、市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保

険税の4税で延べ3,066名、8,572万円となっており、9月中旬から10月中旬に家庭訪問をし、11月は滞納整理強化月間などを設け徴収に当たる予定で、相談があれば分納にも対応し、収納率のアップに努めていきたい。また、最も金額の多い滞納者は固定資産税4,200万円、今でも少しずつは納付されているとの説明がありました。

委員から、大変な不況の中で納税者も大変だろうと思うが、市の貴重な財源であるので、徴収に努力をしていただきたいとの意見がありました。

また、ほかの委員からは、職員の努力は十分理解しているが、強行的な財産差し押さえは慎重に行っていただきたいとの意見もありました。

次に、環境関係の決算については、家庭ごみの処理費について7,300万円ほど毎年計上されているが、出されるごみは減っているのかと質疑があり、担当課長からは、合併当初より300トンほど減っている。処理費では大きな減額となっていないが、市民の意識は高まりつつあり、マイバッグ運動など、地球温暖化防止を含めてごみの減量化を図っていきたいとの答弁がありました。

委員から、ごみの減量化のため、他自治体の状況等を研究し、市でも計画や数値目標を設定するなどして、積極的に取り組んでいただきたいとの意見がありました。

また、そのほか、地球温暖化防止対策として、天草市では太陽光発電システムを設置する場合補助があるが、市ではどうなっているのかとの質疑があり、担当課長からは、現在補助金要綱の準備をしており、今後、財政問題等をクリアして進めていきたいとの前向きな答弁がありました。

市民生活部所管については、ほかに松島庁舎の空気清浄器購入費について、男女共同参画事業の講演会について、合併浄化槽設置事業補助金の交付状況についてなど多くの質疑があり、慎重に審査しました結果、了承することに決定をいたしました。同じく市民生活部所管の斎場特別会計の決算についても、詳しく内容の説明を受け、了承いたしました。

次に、教育部所管の決算についてでございますが、委員から奨学金貸付の収入未済額と貸付時の保証人制度についての質疑があり、担当課長からは、調定額は1億6,384万5,100円になるが、この金額は現在貸付中の金額や返済猶予分を含めた総計で、実際の滞納者は63名で、返済していただけていない額は2,016万4,100円になり、担当課で自宅訪問など支払いのお願いを続けて、その後保証人にも請求をしているとの説明がありました。

また、要保護及び準要保護就学援助費の申請については、必ず民生委員の意見が添えられなければならないのか、所得基準は幾らかと質疑があり、担当課長からは、保護者が学校から預かった申請書用紙を民生委員に持参し、家庭の状況などを記入してもらっている。所得の基準は扶養者の数などで変わり、一律幾らということはないとの説明がありました。

そのほか、学務課関係では、教員住宅空き物件の市民への貸し出しと、住宅環境の整備について、IT教育の環境整備の充実についてなどの質疑や要望がありました。

社会教育課関係では、結婚成立謝礼金の内容について、公民館活動の充実について、青年団、子ども会等への活動予算の充実について、自治公民館の改修補助について、スポーツ振興につい

ては、行政と体育協会等他団体との連携や役割分担について、パールラインマラソン大会の充実を図ることについてなどの質疑や意見が多数ありました。

不用額については、小学校の役務費、社会教育の報償費、図書購入費について質疑があり、担当課長から詳しい内容の説明がありました。

以上のように、教育部所管の決算についても、今後を見据えた質疑や意見が多数出され、慎重に審査しました結果、了承することに決定をいたしました。

次に、健康福祉部所管についてであります。まず、委員から児童福祉費負担金滞納繰越分について、滞納件数などの内訳について説明を求める質疑がありました。担当課長からは、保育料の滞納は総額で1,924万9,000円ある。内訳として、平成2年度から平成15年度までの合併前の滞納額が1,228万4,000円、合併後は696万5,000円になっているとの説明がありました。

また、委員から、特定健診未受診者対策事業の流れについて説明を求める質疑がありました。担当課長からは、特定健診について、国民健康保険特別会計のほうで実施をしている。平成20年4月より内臓脂肪型肥満に着目した健診ということで、国保世帯40歳から70歳の方を対象に平成24年度までに65%の受診率を達成するというように設定されている。平成20年度で予定として30%、24年度が65%ということになっている。平成20年度の実績については、法定報告数として、受診者179人、対象者7,803人、23%の達成率になったとの説明がありました。

また、委員から、特定健診について、受診率が低いので、この特定健診を実施したことによって上天草市の医療費がどうなったかとの質疑がありました。担当課長から、医療費については特段変化はないが、将来、5年先、10年先に医療費の削減が可能になってくるのではないかとの答弁がありました。

また、委員から、国保一般給付費事業について、国保運営協議会では今厳しい状況の中であるので、負担金の値上げ等の協議がなされていると思うが、その協議の内容について説明を求める質疑がありました。担当課長から、年2回開催しているが、国民健康保険税の改定に伴う協議及び協議会の運営に関することなどの協議を行っている。来年度の国保税の税率については、まだ協議に入っていないとの答弁がありました。

また、委員から、市によっては、資産税割が課されていない市もあると聞いているが、どこなのかという質疑がありました。担当課長から、水俣、上天草、山鹿の3市を除く市は課税対象としていない。今後、検討しなければならないことであるとの答弁がありました。

また、委員から、国民健康保険税の算定について、資産税割の見直しについては、今、新年度の予算編成時期であるので、至急に協議会を開いて対応していただきたいとの質疑がありました。担当部長から、資産税割を廃止した場合、七、八千万円ほどの資金をどこからか持ってこなければならなくなるので、一気に廃止するのではなく段階的になくしていくなどの検討をして、執行部の考えをまとめた上で、できるだけ早い時期に国保運営協議会の方に協議をお願いしたいと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、国民健康保険税の医療給付滞納繰越分の不納欠損額の内容について、件数及び1件あたりの世帯の滞納額は幾らなのかの質疑がありました。担当課長から、医療給付分滞納繰越分の内訳については、5年間の時効完了分、滞納処分の執行停止3年経過分、即時消滅分となっている。その中で、件数については137名で1,739件で、金額にして2,791万6,200円であり、現在、一番多い滞納者は359万6,000円であるとの答弁がありました。

また、委員から、介護保険料の不納欠損額の内容の説明を求める質疑があり、担当課長から、介護保険法第200条の中に保険料、納付金、そのほか、この法律の規定による徴収金を徴収し、またはその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は2年を経過したときは時効によって消滅するとあるが、この規定に該当する不納欠損者として71名、欠損年度については平成13年度から15年度までの3年間を行っている。欠損額については243万1,622円となっているとの答弁がありました。委員からは、徴収には力を入れて行っていただきたいとの要望や意見がありました。

そのほか、委員から、社会福祉総務費平成19年度の国庫等補助金の返納金450万円について、また、放課後子どもプラン事業について、老人クラブ活動等事業について、敬老行事事業について、介護予防サービス事業について、以上のような質疑を経まして、健康福祉部所管の平成20年度上天草市歳入歳出決算の認定については、慎重審査の結果、了承いたしました。

次に経済振興部所管についてであります。委員から、補助金の不用額の内容について説明を求める質疑がありました。担当課長から、水産振興費の負担金補助金及び交付金の266万7,000円の不用額については、松島木材センター木工加工所の設備を整備するための補助金で、国、県の全額補助で市の負担はないとのこと、その事業が12月15日とおくれ、事業費の変更を予測して内容の変更だけ行い、減額補正を行わなかったため、当初予算に対して不用額が発生したとの答弁がありました。

また、委員から、観光費の備品購入費として白嶽キャンプ場エアコン購入費とあるが、これは盗難に遭い急遽購入しなければならなかったと聞いているが、間違いはないか。間違いがなければ、被害届などの手続はされているか。また、この施設は指定管理施設になっているが、損害の負担についてはどうなっているかの質疑がありました。担当課長から、平成20年12月9日から13日の間に盗難に遭い、速やかに12月14日に警察の方には届けを行い、また損害については、市のほうで損害保険に加入していたので保険請求を行い、対応したとの答弁がありました。

また、委員から、イノシシ対策事業及び有害鳥獣駆除の委託料、備品購入費の内容について、20年度の結果はどうであったかについて、また今後どのような対策をとられるかについての質疑があり、担当課長から、イノシシ対策補助金については20年度154万6,000円であるが、農作物の被害を防止するため、電気防さく機の設置の一部の補助を行っている。平成20年度の実績として26名の方がこの補助を受けられている。平成21年度においては、約70万円が20年度の前倒しということで21年度には予算計上していない。有害鳥獣駆除委託料については、地元猟友会へイノシシ捕獲委託料として1頭につき5,000円、平成20年度の実績としては967万

7,000円を委託料として支払っている。備品購入費については、わなの購入費であるとの答弁がありました。

また、委員から認定農業者等支援事業について、イノシシによる被害調査をされているとのことであるが、その結果は出たのか。また、国へのイノシシ対策補助金の申請はされたかの質疑がありました。担当課長からは、調査については10月から始めたばかりであるので、結果はまだ出ていない、県補助金については200万円の内示が来たところである。これについては協議会に諮り、箱わな、備品の購入に充てる予定である。また、国への補助金申請については、ことし3月に立ち上げた協議会の中で協議するようにしているとの答弁がありました。

また、水産振興対策補助金について、稚魚の放流を行っているということだが、稚魚の放流によって漁獲量がふえているという結果が出ているのか。また、漁業にかかわっている方々から漁獲量が減少していると聞いているが、水産振興という意味で稚魚の放流だけを行っているのかの質疑がありました。担当課長から、事業の効果として実態がつかめないというのが現状であるが、熊本県栽培漁業協会大矢野支部で行ったヒラメ稚魚の放流調査では、その投資効果が出ている。稚魚の放流事業のほかにもタコの産卵のためのタコつぼの投入とか、つき磯の設置、アサリ貝の稚貝の放流等を行っているとの答弁がありました。

また、委員から、観光事業総務事業の国庫支出金1,500万円、観光客集客促進事業委託料についての質問がありました。この1,500万円は観光費にしか使えないということで、総務常任委員会で相当議論をした。その末、接遇とか受け入れ体制、パンフレットの整備などに使うように委員会では了承したと思うが、そのような使われ方がしていないようだが、その理由と、1,500万円のうち500万円は使われていないようだが、その残りのお金はどうなったかの質疑がありました。また、総務常任委員会の議論の中でモニュメントの作成の話は一つも議題に上がっていなかったとのことでした。担当課長からは、1,500万円については、突然の国からの交付金であったこと、期間がなかったことなどから、十分な準備ができなかったことは大変申しわけなかったと思っている。500万円については、パンフレット作成の500万円であったが、作成期間がなかったため、上天草市としての十分なパンフレットを作成できないとの判断から次年度へ繰り越しをさせていただいて、21年度でパンフレット作成をさせていただいている。また、国庫支出金の使い道については、委員会では看板の作成を中心にやっという事で説明をしたと思うが、後で特産品とかいろいろな意見が出て、結果としては観光客集客促進事業委託料として989万2,470円を用いて、モニュメント及び観光看板などを作成させていただいたとの答弁がありました。

また、委員から、モニュメント及び看板設置選定にはどのような方法で選定されたのかの質疑があり、担当課長から、選定委員会を設置して、モニュメント及び看板の設置場所について、関係の業者9社に依頼して提案作品を出していただき、第1段階として職員による人気投票を行い上位3点を選び、この3点について選定委員会のほうで協議し、選定した。設置場所については、当初は国道沿いとを考えていたが、県の許可が厳しく許可が出なかったため、仕方なく現在の市

有地等に設置した。将来的には、設置の場所に不十分なところがあるとの意見があるので、今後、いろいろな意見を聞きながら対応したいとの答弁がありました。

また、委員から、企業誘致活動としてどの方面に出かけて活動されたかとの質疑があり、担当課長から、上天草市内の会社訪問が86回、関東に20回、関西方面11回、中国方面に5回、九州管内に21回、県内13回訪問している。訪問結果については報告書をその都度作成し、報告を行っているとの答弁がありました。委員から、企業誘致活動も大切だが、地場産業も厳しい状況なので、倒産している会社が何件もある。地場産業を救済するような施策を考えていただき、十分な対応をしていただきたいとの要望意見がありました。

以上のような質疑を経まして、慎重な審査を重ねた結果、本件の経済振興部所管の平成20年度歳入歳出決算の認定につきましては、了承することに決定いたしました。

次に建設部所管についてであります。まず、委員から、市営住宅使用料の収入未済額及び市営住宅使用料滞納繰越分の不納欠損額の内容の説明を求める質疑がありました。担当課長から、市営住宅使用料の収入未済額は166万2,952円、当該者31人、延べ月数で136カ月、平均で1人当たり4.4カ月の滞納となっている。不納欠損額については当該者2名、1名が10万3,300円、残り1名が3万2,500円である。理由については、時効が完成しており、地方自治法第236条の1の規定、所在不明で徴収不能により不納欠損処分を行ったとの説明があり、また、滞納者の中には長い方で1年間払っていない人がいる。その方については保証人を呼んで話を聞いたりしているが、なかなか徴収できないというのが実情である。しかし、福祉課と連絡をとり合った中で、今年度、退所命令を出すよう準備を進めている案件があるとの答弁がありました。

また、委員から、道路維持事業について、毎年30件ほどの工事をされているということであるが、旧4町のバランスをとりながら施行されているか。また、どのような計画で進められているかの質疑がありました。担当課長から、地理的に大矢野、松島は範囲が広いこともあり全体の6割を、残りの4割を姫戸、龍ヶ岳という割合になっている。当然、大矢野、松島は管理路線が多いという理由もあり、執行部としてはなるべくバランスをとって行いたいと思うが、なかなか思うようにいかない状況であるとの答弁がありました。

委員から、どの事業を行うかの選定についてはどのようになされているかの質疑があり、担当課長から、行政区からの情報、道路付近の住民の方からの要望を受けて早急に現地調査を行い、ここは早急にしなければならないということがあれば、繰り上げて順位を上げることはあるとの答弁でありました。

また、委員から、永目埋立事業について平成21年度、22年度の予算が記入されていないが、事業計画では20年度から24年度までに行うと聞いている、21年度の現状とこれからどういった形になっていくかとの質疑がありました。担当課長からは、国道266号の永目港の国道の整備を県が進めているが、旧姫戸町基金により庁舎移転地の造成を計画しているので、県と協議し、県が主体となり事業を実施した。平成20年度で負担金事業は終了する。平成21年度の事業は新たに基金事業の市単独事業で行う。現在の進捗率は、阿村港の整備、しゅんせつ後、廃土

をポケットとして考えている、平成24年から25年ごろには完成すると考えているとの答弁がありました。

また、委員から、公共下水道の受益者分担金過年度分について、不納欠損額、収入未済額の内容の説明を求める質疑があり、担当課長から、受益者分担金過年度分の不納欠損額については当該者1名、11万6,286円を時効中断要件の公証記録がないための時効が完成しているため、地方自治法第236条の1により不納欠損処分した。収入未済額については64万2,112円。当該者が、法人1件、20万円。この法人については21年度において全額納入済みである。個人が6名、44万2,112円、このうち2名については21年度において納入済みである。2名については、全額納入の予定となっている。残り2名については現在交渉中であるとの答弁がありました。

委員から、未済額が多いが、徴収方法としてどのようなやり方を行っているかの質疑があり、担当課長から、2人1組の班をつくり、毎月徴収に回って、現年度分を優先的に徴収を行っているとの答弁がありました。委員から、不納欠損を出さないよう早めに対応していただきたいとの意見がありました。

以上のような質疑を経まして、慎重に審査を重ねた結果、本件の建設部所管の平成20年度歳入歳出決算の認定につきましては、了承することに決定いたしました。

以上のような質疑を経まして、一般会計及び特別会計の認定第1号、平成20年度上天草市歳入歳出決算の認定については、起立採決の結果、認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号、平成20年度上天草市水道事業会計歳入歳出決算について、まず、委員から、水道事業費用の配水及び給水費の委託料は、業者選定についてどのように行われているかの質疑がありました。担当局長から、業者選定については、基本的には給水指定工事店及び緊急漏水工事当番店の工事店、または地域性を考慮して旧町ごとの指定工事店、当番店の業者等に見積入札で取りかえ工事を行っているとの答弁がありました。

また、委員から、過年度損益修正損の不納欠損処理の内容の説明を求める質疑があり、担当局長から、過年度損益修正額は119万4,000円であるが、この不納欠損については税等とは若干異なり、税関係は地方自治法の第236条で債権の消滅時効は5年となっているが、水道料金については民法第173条が適用され、債権は2年間行使しないときは消滅となっている。今回は、平成4年から平成12年まで、及び平成14年から平成16年までの倒産及び破産者分である。当該者については165人、1,377件になる。地区別では、大矢野地区103名で516件、松島地区24名で51件、姫戸地区9名で377件、龍ヶ岳地区29名で433件であるとの答弁がありました。

また、委員から、有収率について、前年と比較してかなり落ち込んでいるが、その対策について説明を求める質疑があり、担当局長から、19年度と比較して4%強有収率が落ちている。原因として、施設の老朽化及び送配水管の老朽化による漏水等が頻繁に発生している。対策として、職員3名が漏水等の調査を毎日行っているが、この業務は、昼間は雑音等で漏水箇所が発見しにくいいため、夜中、夜明けに探知機を使って行っている。また、市民の方からの通報により漏水箇

所を発見している状況であるとの答弁がありました。委員から、老朽化した送配水管の取りかえについては計画的な予算のつけ方を、また21年度、22年度と必ず有収率が上がっていくような計画をしてほしいとの要望や意見がありました。

また、委員から、水道料金についてはまだ統一料金になっていないが、その原因についての説明を求める質疑があり、担当局長から、現在、国、県からも平成28年度までに料金の統一をやりなさいという通達が来ている。市長とも協議しながら、また、地域、水道運営審議委員会等にも幾つかの案を出して審議していただくよう計画を進めているとの答弁がありました。委員からは、料金は早く条件を整え、統一していただきたいとの意見がありました。

委員会では、そのほか慎重に審査しました結果、認定第2号、平成20年度上天草市水道事業会計歳入歳出決算の認定については、起立採決の上、認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号、平成20年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算については、まず、委員から、平成20年度決算では入院患者、外来患者がふえているが、その要因は何かあるのかとの質疑がありました。病院事務長からは、19年度に引き続き20年度も黒字決算となっている。要因としては医師の確保、定着である。また、外部的要因としては、地域の皆様方、婦人会のボランティア活動をはじめ地域の皆様方に支えていただいたことが、入院、外来患者の増加につながったものと思っているとの答弁がありました。

また、委員から、看護学校の経常収益が減少しているが、その原因として生徒の定員割れだと聞いているが、すばらしい上天草の看護学校であるので、定員割れを起こさないための施設の充実等の計画はないかとの質疑がありました。病院事務長からは、看護学校の定員割れについては真剣に受けとめている。施設の老朽化も一つの要因だと思っているが、もう一つの要因は、熊本市内周辺に看護大学、看護学校の養成所が新たに駅前付近に昨年2校新設されたことも原因の一つではないかと思っている。今後も引き続き看護師養成の施設及び教育内容等の充実を図り、看護学校の存続に向けて頑張りたいとの答弁がありました。

また、委員から、介護老人保健施設の入所、通所とも数が減っているが、その原因はどこにあるか。また、人間ドックもかなり減ってきているが、なぜなのかの質疑があり、病院事務長から、年ごとに若干の減少、増加数というのは、病院にしてもある。各施設についても、利用者の減少、増加の推移があるので、特段の原因はない。人間ドックについては、国保の制度の変更、人間ドックの廃止というのが大きな原因ではないかとの答弁がありました。委員からは、人間ドックについては上天草総合病院で受診するよう周知を徹底していただきたい。また、看護学校については、優秀な学校であると聞いている。施設が少し古くても中身で勝負できると思う。もう少し宣伝等を徹底して行っていただければとの要望や意見がありました。

以上のような質疑を経て、慎重に審査しました結果、認定第3号、平成20年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定については、起立採決の上、認定することに決定いたしました。

以上のとおり、慎重に審査を重ねた結果、違法または不当と認める事項はなく、認定第1号から認定第3号まで、すべて認定すべきものと決定しましたので、よろしく御賛同いただきますよ

う、お願い申し上げます。

なお、執行部においては、今回の決算審査結果を十分認識し、市民サービスに配慮した、健全で効果的、効率的な市政運営の実現に向け、なお一層努力されるよう要望いたします。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、決算特別委員長より報告が終わりました。

これより、認定第1号、認定第2号及び認定第3号の質疑に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） 11番、田中万里でございます。3点ほどお尋ねしたい点がありますので、よろしく願いいたします。

まず1点目が一般会計についてですが、これは教育部門だと思うんですが、パールラインマラソン大会の充実ということで意見が出たと先ほどございましたが、その辺を具体的に、どのような意見が出たのかの説明をお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 決算特別委員長。

○決算特別委員長（島田 光久君） ちょっと記憶が薄れてわからないんですけども、たしか、予算を充実してほしいという要望があったと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） 議長にお尋ねします。

○議長（堀江 隆臣君） はい。

○11番（田中 万里君） この決算委員会も3回まででしたかね、委員長報告に対しては、3回。

それでは、まとめて1回に言ってもいいですか、今のは白紙に戻して。よろしいでしょうか、皆さん。

では、まず、パールラインマラソン大会の今の点ですね。また、白嶽の指定管理者について、エアコンが盗難に遭い、保険で対応したとのことですが、この保険の支払いですね。掛けているのは、先ほどの中では市が掛けているように私はとったんですが、これは市が掛けているのであるのかどうかの質問等が出たかどうか。もし市が掛けているのであれば、これは契約上、本来は指定管理者が掛けなくてはならないのではないかと私は思っております。この辺の質問が出なかったか。

また、商工観光課のモニュメントについてです。これは先ほど委員長の報告があったように、総務常任委員会の中では看板を設置する、観光案内看板を設置するというところで、内容が勝手に変わって、モニュメントに変わったというような報告でございました。これは、私も当時総務委員会の常任委員として、この変わった点については疑問に思っておりました。その部分については先ほどの中で説明がありましたが、これは未計画のまま、当初、補正予算に計上したととられかねないことだと私は認識しております。その点についての質問、または今後の執行部への、そ

こら辺の予算計上の計画性などについての意見は出なかったか。

それと、ほかにパンフレットの500万円は次年度、21年度へ繰り越しとのことでございましたが、現在、今21年度でございます。決算は20年度の方でございましたが、その辺を踏み込んだ質問は出ませんでしたか。繰り越しをしたその500万円のパンフレットの今の作成状況、あるいはその辺について委員からの質問が出なかったかお尋ねいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 決算特別委員長。

○決算特別委員長（島田 光久君） まず、最初のパールラインマラソンについて、幾つかの質問はあったと思うんです。たしか予算もあったし、いろいろな各種団体とか働きかけをしてもう少し参加者をふやすとか、そういう工夫をしてほしいとの質疑がありました。

そして、白嶽の保険の件ですけれども、内容説明はしっかりありましたけれども、保険金を市が払っているか、指定管理者が払っているか、そういう質疑はなかったと思います。恐らく、これは私の感覚ですけれども、市が払っているのではないかと思いますけれども、執行部、どうですかね。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（佐伯 秀昭君） 今のお尋ねの件につきましては、白嶽のバンガローが盗難に遭ったということでございますけれども、その保険等につきましては、私が監理課に在職中その処理をさせていただいたところですが、市のほうで負担しておりました。

○議長（堀江 隆臣君） 決算特別委員長。

○決算特別委員長（島田 光久君） 次はモニュメントの件です。確かに、私も総務委員会だったから中身はわかっています。相当、議論をいたしました。そして、質疑の中でもありました。委員会の中ではやはりモニュメントという、ほとんど形に見えていなかったものだから、その理由について、相当質問があっあっていて、途中で変更されたみたいな形です。だから、議会に報告がおくれたということの陳謝がありました。そして、今後はできるだけ議会にしっかり報告をしていきたいとの改善策みたいな答弁があっっていました。

パンフレットは、確かに500万円、次年度繰り上げして今つくっているそうです。だから、まだ作成中で仕上がっていないと。3月までにはしっかりつくりこむとの答弁でした。

○議長（堀江 隆臣君） 11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） 今の説明で、私が質問した件についての委員長の答弁はわかったんですが、まず初めに白嶽の保険の支払いの部分について、指定管理者との契約上はうちの市が払わなくてはならないのか、あるいは指定管理者を受けたところが払わなくてはいけないのかという部分の明確化というのが必要ではないかと、今疑問に思いました。というのが、ほかの指定管理者制度で、今施設を貸し与えているところがございしますが、その辺と整合性を持たせなければならぬという部分ですね。

それと、先ほどのモニュメントの点については、報告がおくれたことに対する陳謝ということでございますが、そもそも報告がおくれたという点も含めて、委員会の中で説明したことと違

う予算執行をしたという点については、私はこの辺はもう少し、執行部のほうにも考えていただかなくてはならない部分があるのではないかと強く思う次第でございます。

その辺も含めて、今後の執行部への予算計上に対しての計画性ですね。この予算を計画するに当たり、こういう使い道をして、その根拠を我々議員にもしっかりと説明をする責任があるかと思うんですが、その辺の質問は全く出ませんでしたか。

○議長（堀江 隆臣君） 決算特別委員長。

○決算特別委員長（島田 光久君） その辺の質疑はなかったですね。

○議長（堀江 隆臣君） 11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） この場をおかりして、後からでもいいので、委員長からその辺は強く求めていただきたいと思います。そうしないと、今回の補正予算にしる、予算を計上するに当たって市民の大切な税金を使うわけでございます。無計画のまま予算計上というのは、私はもってのほかだと思いますので、決算委員会の委員長として、その辺を執行部に対して、改めて、苦言ではございませんが、意見として提出していただければありがたいです。

○議長（堀江 隆臣君） 決算特別委員長。

○決算特別委員長（島田 光久君） その件については、私も田中万里議員と気持ちは一緒です。私も総務委員会で相当議論した経緯があり、モニュメントができたことを、どの予算であれができたか、最初私はほとんどわからなかったです。だから、その辺をやはり、もう少ししっかり計画性を持って、大幅な変更があるときは、せめて委員会にはしっかり報告をして、理解していただけるような仕組みというのが必要ではないかと私は思いますので、一応、執行部にはその旨お願いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

18番、渡辺勝也君。

○18番（渡辺 勝也君） モニュメントのことが出ておりますが、委員会でもわからなかったということですが、それでしたらやはり、担当所管のほうから、この場で説明をさせたほうがいいのではないですか。皆さん半信半疑の状態を終わるよりも、やはり担当所管からそこら辺の説明をしないと、変に誤解を招く部分もあるかと思しますので、その点の説明を求めたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 決算特別委員会の委員長報告でございますので、本来は委員長のほうから、審議結果として、執行部からこういう説明があったというのは、委員長のほうから説明するのが質疑の筋ではございますが。

委員長、もし、この御指摘があったモニュメントについて、執行部のほうから答弁をしたほうがいいのかという委員長の判断であれば、執行部のほうから簡潔にさせますが。

11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） モニュメントの件については、私が先ほど質問した委員長報告の中

で、これは経済対策費だったですかね、何か早急に使わなくてはならない予算の中で、そういう観光元年に対しての予算を計上したいということで組まれた予算ではなかったかと、私は認識しております。その中で、早急に組まなければならない予算だったので、先ほどの委員長報告の中でも、言葉は違いますが、ばたばたして組んだのでこういうふうに変わりましたというふうな説明だったかと思われます。それに間違いはないですかね。

その辺を含めて私が言いたいのは、このモニュメントが変更になった点もですが、そのほかのことも一緒ですね。早急に組まなくてはならない予算であろうが何であろうが、日ごろからこういう議会が行われて、我々議員あるいは執行部においても、例えば予算があったらこういうことをやりたいとかの計画というのがあるかと思ひます、理想。また、議員もこれを提案しております。

また、こういうときにそういう予算を使ったら、予算が来たときにはそういうふうに使ったらどうかというのを、このときにも質問をしたはずなんですよ、私は。この議会において。

だから、今後の執行部にもその辺の、モニュメントも含めた全体に対して、予算計上に対しての計画性はどうなっているか、その辺を言ってほしかったから、意見は出なかったのかと私は言ったわけです。予算計上に当たってはもう少ししっかりと、そういうことにならないようお願いいたしますというのが私の意見でございますので、モニュメントを含めた全体的ですので、よろしくお願いいたします。

○決算特別委員長（島田 光久君） この観光総務事業の観光客集客促進事業というのは予算外で1,500万円、観光費にだけしか使えないという予算が急に来たそうです。だから、これが補正で上がってきて、総務委員会で相当議論をして、何に使うんですかという議論が委員会でなされています。

だから、どうしても期間が短いから、3月までに使ってしまわなければいけないということで、すぐという案がないから、それなら受け入れ体制、例えば接遇であったり、看板設置であったり、パンフレットだったら消化できるから、それをしたいという総務委員会の議論だったと思うんですよ。それで了解したと、私は思ひます。

だから執行部としては、それが持ち上がった後、恐らく、例えば物産とかそれも入れたほうがいいのではないかと話し合いがなされる中でモニュメントという形が出てきて、そういう形になったのではないかと私は思ひますけれども、それが計画性があったかということ、やはり今回の場合は計画がなく、急に計画をつくらないといけないということで、予算を消化したいという観念が強かったから、こういう結果になったのではないかと私は思ひますけれども。そうですね、どうですか。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論なしと認め、討論を終了いたします。

それでは、認定第1号から認定第3号までの以上3件は起立によって採決を行います。

まず、認定第1号、平成20年度上天草市歳入歳出決算を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。したがって、平成20年度上天草市歳入歳出決算については認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号、平成20年度上天草市水道事業会計決算を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。したがって、平成20年度上天草市水道事業会計決算については認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号、平成20年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。したがって、平成20年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算については認定することに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

- | | | |
|--------|---------|-------------------------------------|
| 日程第 7 | 議案第 78号 | 上天草市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 79号 | 上天草市環境基本条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 80号 | 上天草市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 81号 | 上天草市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 82号 | 上天草市特別奨学金給付条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 83号 | 平成21年度上天草市一般会計補正予算（第7号） |

- 日程第 1 3 議案第 8 4 号 平成 2 1 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 4 議案第 8 5 号 平成 2 1 年度上天草市診療所特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 5 議案第 8 6 号 平成 2 1 年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 6 議案第 8 7 号 平成 2 1 年度上天草市斎場特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 7 議案第 8 8 号 平成 2 1 年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 8 議案第 8 9 号 平成 2 1 年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 9 議案第 9 0 号 平成 2 1 年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 0 議案第 9 1 号 平成 2 1 年度上天草市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 1 議案第 9 2 号 平成 2 1 年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 2 議案第 9 3 号 字の区域変更について
- 日程第 2 3 議案第 9 4 号 熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 日程第 2 4 議案第 9 5 号 熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第 7、議案第 7 8 号から日程第 2 4、議案第 9 5 号まで、以上の 1 8 件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 提案理由の説明をいたします。

平成 2 1 年第 9 回上天草市議会定例会に提案いたします議案について、その概要を御説明いたします。

今定例会には、上天草市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてなど条例議案 5 件、平成 2 1 年度上天草市一般会計補正予算第 7 号など予算議案 1 0 件、字の区域変更についてなどその他議案 3 件の計 1 8 件を提出いたします。

各議案の詳細につきましては所管部長より説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、市長からの提案理由の説明が終わりました。

それでは、議案内容の説明を順次執行部にお願いいたします。

まず、議案第 7 8 号を総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） それでは、議案内容と提案理由を御説明いたします。

議案第78号、上天草市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。行政組織の見直しに伴い、平成22年4月1日から経済振興部に属しております地籍調査課を廃止し、現行の業務を市民生活部税務課へ移管するものでございます。

内容については、提案理由説明の1ページをごらんいただきたいと思います。新旧、改正前、改正後出ておりますので、説明は省略したいと思います。

提案理由、組織等の見直しに伴い、地籍調査に関する事務を経済振興部から市民生活部へ移管する必要がある。これが議案を提出する理由でございます。よろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第79号を市民生活部長。

○市民生活部長（村田 一安君） それでは、2ページをお開きいただきたいと思います。議案第79号について御説明いたします。

まずお断りいたしますけれども、すべての説明をいたしますと時間がかかりますので、端的に説明をいたしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、御説明をいたします。

議案第79号、上天草市環境基本条例の制定について。上天草市環境基本条例を次のように制定することとする。上天草市環境基本条例は、第1章総則の1条から第4章雑則の21条で定められております。第1章総則の目的第1条では環境の保全及び創造についての基本理念を定め、市、市民及び事業者らの責務を明らかにするとともに、本市における環境施策の基本となる事項を定めることにより、現在及び将来にわたって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としております。定義を第2条で、三つの号で定め、基本理念は第3条の三つの項で、市と市民及び事業者の責務は、第4条から第6条までのそれぞれの二つの項で、滞在者等の協力は第7条で定めております。

第2章の基本的施策では、施策の基本方針を第8条の七つの号で定め、基本計画は第9条の六つの項で定め、環境衛生評価の推進は第10条で定めております。規則の措置を第11条、公共施設の整備等につきましては第12条で、資源の循環的な利用等の促進は第13条の二つの項で、環境教育等の推進は第14条で、市民等の自主的な活動への支援は第15条で、環境状況の把握等は第16条の二つの項で定めております。情報の提供は第17条で、推進体制の整備は第18条の二つの項で、第19条では国等との協力を定めました。

第3章の環境審議会は、第20条の四つの項で審議会の設置について定めております。

第4章雑則では、第21条、この条例に定めるもののほか必要な事項は市長が定めるということになっております。

附則で、施行期日、1、この条例は、平成22年4月1日から施行する。2、上天草市特別職の職員で、非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1といたしまして、上天草市地域福祉計画策定委員会の項の次に、次のように加える。環境審議会専門委員等日額1万3,000円、委員日額5,000円。

提案理由といたしましては、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、環境施策の基

本的な事項を定める必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。審議の上、御賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第80号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（松浦 省一君） 議案書の8ページをお願いいたします。

議案第80号、上天草市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。平成21年12月1日付、上天草市長提出でございます。

改正の内容につきましては、別冊説明資料3ページにより説明します。右欄が改正前、左の欄が改正案でございます。

題名及び第1条中乳幼児を子どもに改め、第2条第1号中乳幼児を子どもに改め、満6歳を満9歳に改め、以下乳幼児を子どもに改めるものでございます。

議案書に返っていただきまして、附則として、第1項に施行期日、第2項に経過措置を設けております。乳幼児医療費の助成対象年齢を拡大することに伴い、関係規定を整備する必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第81号及び議案第82号を教育部長。

○教育部長（鬼塚 憲雄君） 議案書の9ページでございます。

議案第81号、上天草市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について。上天草市奨学金貸与条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

提案理由としまして、奨学金の貸与を受ける者（資格）について、専修（専門）学校を加えるため、関係規定を整備する必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

別冊説明資料の5ページをお願いいたします。新旧対照表でございます。第2条中子弟を子女に改め、高等専門学校の次に専修（専門）学校を加えるものでございます。

また、第3条第2項、大学を専修（専門）学校、大学に改正するものでございます。この条例は平成22年4月1日から施行する。以上でございます。

次に、議案書10ページをお願いいたします。

議案第82号、上天草市特別奨学金給付条例の一部を改正する条例の制定について。上天草市特別奨学金給付条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。施行期日、交付の日から施行としております。

提案理由としまして、熊本県立高等学校の再編統合に伴い、大矢野高等学校、松島商業高等学校及び天草東高等学校が再編統合され、現大矢野高等学校に上天草高校が設置されるため、関係規定を整備する必要がある。あわせて特別奨学金の拡充を図るものである。これが、この議案を提出する理由でございます。

別冊説明資料の6ページをお願いいたします。第1条、熊本県立大矢野高等学校及び松島商業高等学校を熊本県立上天草高等学校に改正。第2条においては、又は優秀を追加し、第1条と同じく熊本県立上天草高等学校に改正するものでございます。

また、第3条で1人月額1万円を、特に優秀な者は1人月額2万円、優秀な者は1人月額1万円とするに改正しております。

なお、経過措置としまして、議案書の10ページの下のほうに書いてありますけれども、第1条及び第2条に規定する熊本県立大矢野高等学校及び松島商業高等学校は、この条例による改正後の上天草市特別奨学金給付条例の第1条及び第2条にかかわらず、平成24年3月31日までの間存続するものとしております。

以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第83号を総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） 議案第83号、平成21年度上天草市一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。歳入歳出それぞれ7億4,769万9,000円を追加し、予想総額を168億1,511万7,000円とするものでございます。

予算書の8ページをお開きいただきたいと思っております。8ページの第3表、地方債の補正につきましては災害復旧事業債を650万円、辺地対策事業債を20万円、臨時財政対策債を2億614万円、合併特例債を6,600万円の増額補正です。

歳入予算について御説明します。

45款地方交付税10項地方交付税2億6,309万9,000円は、交付額決定による増額でございます。

55款分担金及び負担金10項負担金は農林水産施設災害復旧費分担金を75万円、15項負担金は広域入所他市町村負担金を、実績に合わせ73万8,000円増額しております。

65款国庫支出金10項国庫負担金6,231万4,000円の内訳は、社会福祉費負担金過年度分として、障害者自立支援給付費311万8,000円の増額、児童福祉費負担金は実績により181万円の減額、生活保護費国庫負担金5,308万5,000円の増額は生活保護費の増加によるものでございます。また、道路災害復旧費補助金では792万1,000円増額しております。

15項国庫補助金は地域活性化・公共投資臨時交付金のほか、辺地共聴施設整備事業、次世代育成支援対策事業、地域介護・福祉空間整備事業の各補助金を合わせて6,870万3,000円増額したほか、新型インフルエンザ国庫補助金、港湾維持管理計画作成業務補助金では、1,714万5,000円を減額しております。

20項委託金は、衆議院議員選挙費委託金の精算によって669万円減額しております。

70款県支出金10項県負担金では、社会福祉費負担金過年度分、生活保護費県負担金を99万3,000円の増額、後期高齢者保健基盤安定負担金を1,200万1,000円減額、農林水産施設災害復旧費負担金を510万円増額しております。

15項県補助金は社会福祉費補助金事業の1万円減額のほか、児童福祉費、保健費、地域環境保全対策費、農業費、林業費の各事業に対する補助金を7,672万9,000円増額しております。また、漁港費補助金では、二つの事業の事業費増減により1,800万円の減額、観光費、消防施設費の各事業に対する補助金として合わせて883万2,000円を増額しております。

20項委託金は三つの統計調査費の事業の増減により18万6,000円の減額、港湾統計調査費は12万円の増額、法務省人権啓発活動地方委託金については16万3,000円減額しております。

75款財産収入10項財産運用収入は環境保全基金利子3万3,000円を増額でございます。

15項財産売払収入につきましては、市有地売払収入として17万2,000円を計上しております。

95款諸収入35項雑入は、新分野進出等企業支援補助、後期高齢者医療療養給付費返還金、自動販売機設置料として、合わせて3,547万1,000円を計上しております。

99款市債は、災害復旧事業、辺地対策事業、臨時財政対策及び合併特例債の各起債によるもので、2億7,884万円の増額でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

今回は主に国庫補助対象事業、生活扶助費の増額のほか、公共下水道事業特別会計繰出金、公共投資臨時交付金、県の緊急雇用対策事業実施などに伴う補正をお願いしております。

まず、15款総務費10項総務管理費10目一般管理費は、共済費686万6,000円の増額です。30目財産管理費は、共済費と需用費をそれぞれ増額、役務費の建物共済保険料を1万4,000円減額、龍ヶ岳地区の国道266号拡張に伴う上脇団地入口整備委託料に200万円、工事費100万円、用地取得費100万円、移転補償費1,100万円を計上し、市有地売却に伴う工事費として17万円の増額をお願いしております。45目企画費は報酬を減額し、新分野進出等企業支援補助金450万円、中国安徽省銅陵市訪問旅費61万6,000円、上天草高校支援事業のさんばーるバス待合所横駐車場整備工事費130万円、同じく下宿施設改修補助金100万円、共聴施設整備補助金2,793万5,000円、龍ヶ岳地区乗合タクシー運行補助金20万円を計上しております。55目支所及び出張所費は浄化槽清掃手数料を2万円増額、コピー使用料を5万円減額、窓口用レジスター3台の購入費15万9,000円、住基カード用デジタルカメラ購入費2万7,000円を増額、自動車重量税は7万3,000円減額しております。70目電子計算費では、リース期間や契約内容の変更で1,090万1,000円を減額しました。

15項徴税费10目税務総務費は委託料を減額、22年度の税務・地籍両課の統合に伴う書類整理用備品購入費を増額しております。20目徴収費は需用費と旅費の組み替えでございます。

20項住民基本台帳費10目戸籍住民基本台帳費は、産休代替職員賃金等を26万8,000円計上し、需用費と備品購入費の組み替えを行いました。

25項選挙費15目選挙啓発費は、費用弁償を3万6,000円減額しております。20目衆議院議員選挙費については、実績に基づき667万9,000円減額しました。

30項統計調査費20目指定統計調査費18万6,000円の減額は、予算組み替えのほか交付決定によるものでございます。

20款民生費10項社会福祉費10目社会福祉総務費は、県障害者自立支援特別対策事業費補助金返納金を36万8,000円、介護保険特別会計繰出金を128万6,000円計上しております。15目社会福祉施設費は、和光園の排水路整備工事費に200万円を増額、ほかは予算の組み替えでございます。20目障害者福祉費は予算の組み替えであります。25目老人福祉費では、主にグルー

プホーム等小規模福祉施設スプリンクラー整備補助金を1,673万円増額しております。40目後期高齢者医療費1,600万5,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計保険基盤安定繰出金でございます。

15項児童福祉費15目児童措置費は、緊急雇用対策臨時雇用賃金、需用費、役務費で42万4,000円を増額、コピー使用料については実績見込みにより5万円減額しました。25目母子父子福祉費は、実績見込みによる高等職業訓練促進給付金を277万円増額し、児童扶養手当を285万4,000円減額しております。

20項生活保護費10目生活保護総務費は、保護対象者の増加に伴って、認定調査手数料として3万2,000円を計上しております。7という数字が入っておりますが、削除していただきたいと思っております。15目扶助費についても、現在までの実績を踏まえ7,078万円増額しております。

25款衛生費10項保健衛生費10目保健衛生総務費では、保健師の退職に伴う臨時職員雇用賃金として12万8,000円を増額、報償費は5,000円の追加、費用弁償については組み替えを行い、4万8,000円減額、需用費、役務費、コピー使用料で計7万5,000円の増額、妊婦・乳児一般等精密検診負担金は実績見込みにより88万6,000円減額し、全国保健センター連合会への加入による負担金2万円を増額しております。また、繰出金63万6,000円の増額は診療所特別会計への繰り出しでございます。20目予防費は時間外勤務手当16万円の増額、乳がん検診委託料は負担金と組み替え、システム改修委託料173万3,000円を増額、予防接種委託料は実績をかんがみ171万5,000円の減額、予防接種負担金についても108万5,000円を減額し、季節性インフルエンザ補助金については400人分として80万円を増額、新型インフルエンザ予防接種補助金も3,541万6,000円増額しております。25目乳幼児医療費92万7,000円の増額につきましては、対象年齢拡大に伴う印刷製本費、役務費、システム改修委託料の増額でございます。30目環境衛生費2,080万円は、斎場特別会計繰出金でございます。

25款衛生費15項清掃費10目清掃総務費は予算の組み替えでございます。

35款農林水産業費10項農業費20目農業振興費は、農産物の販路拡大の一環として中国への渡航旅費のほか、役務費、使用料及び賃借料に81万9,000円を計上、食学・農学体験施設整備事業予算確保のために報償費、原材料費間で組み替えを行っております。30目農地費764万8,000円の増額は、荒木浜圃場整備工事完了に向けた換地委員の報酬、費用弁償13万8,000円、記念碑工事費90万円の増額です。農地・水環境保全向上対策事業については需用費、役務費を増額しております。一般農業農村整備事業では、委託料と工事費の組み替えを行い、単県農業農村整備事業では今泉排水機場ポンプ等改修工事費621万6,000円のほか、県営事業負担金9万6,000円を増額しております。35目農道維持費135万円の減額については、緊急雇用対策事業で対応したことによる減額でございます。40目施設監理費は、さんば一る加工場の規模拡大に伴う増額で、委託料、工事請負費合わせて1,936万円を計上しております。55目土地改良施設適正化事業では、予算の組み替えを行ったほか、負担金を293万1,000円増額しております。

15項林業費15目林業振興費は、委託料36万円を林道東浦大作山線落石防護さく工事費に組

み替え、緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金3,850万円、境界明確化事業交付金100万円を計上しております。この二つの事業はいずれも全額県の支出金でございます。

20項水産業費20目漁港管理費は、赤崎地区栈橋修繕費として17万9,000円を増額、使用料と負担金の組み替えを行っております。25目漁港建設費は需用費で10万円の減額、二枚貝増養殖試験調査委託料として300万円を計上しております。また、干切漁港地域水産物供給基盤整備工事費は実績により2,825万円を減額、七ツ割漁港しゅんせつ工事費は500万円を増額しております。

40款商工費10項商工費15目商工振興費では、企業誘致事業に係る旅費としまして40万円増額、食品サンプル消耗品費5万円の増額、実績により九州観光・物産フェアブースリース料40万円を減額しております。20目観光費は、需用費、役務費、使用料及び賃借料間での組み替えでございます。

45款土木費10項土木管理費10目土木総務費2億4,760万7,000円の増額の主なものは、公共下水道事業特別会計の繰り上げ償還のための繰出金でございます。

15項道路橋りょう費10目道路維持費は、公共投資臨時交付金事業として工事請負費を2,700万円、公有財産購入費に130万円を計上しております。15目道路新設改良費は、補助事業の市道環状西2号線関連の委託料、工事請負費、保証補填及び賠償金の組み替えを行ったほか、公共投資臨時交付金事業分として工事請負費に3,200万円を計上しております。25目道路舗装費についても、公共投資臨時交付金事業の市道舗装工事費2,500万円を計上しております。

25項港湾費10目港湾管理費は、旅費2万4,000円、消耗品費2万4,000円、港湾使用料徴収委託料として25万円、機械等借上料7万2,000円をそれぞれ増額しております。15目港湾建設費は、単独事業では永目港埋立関連工事委託料として工事費を、また港整備交付金事業では委託料と工事費の組み替えをそれぞれ行い、使用料及び賃借料で106万6,000円の減額をしております。

30項都市計画費10目都市計画総務費は、二つの協議会の負担金見直しによる4,000円の減額でございます。15目公園管理費は、消耗品費で7万2,000円の増額、公園内樹木等管理委託料は、緊急雇用対策事業を活用して78万円減額しております。

50款消防費10項消防費15目非常備消防費では、団員増加に伴って報酬を12万7,000円、消防ポンプ積載車を消防庁より無償貸与されたことの登録手数料として6万5,000円、自賠責保険料を4万9,000円、消防ポンプ車7台分の自動車重量税として19万1,000円を計上しております。

30目防災管理費は修繕費を34万円増額し、全国瞬時警報システム整備委託料として900万円を増額、自動体外式除細動機、AEDのことですが、この購入費については入札残の76万4,000円を減額しております。

55款教育費10項教育総務費15目事務局費は、報償費と費用弁償の組み替え、インフルエンザ対策消耗品費として7万円、教良木地区用地補償費に3万6,000円をそれぞれ計上しております。20目教育振興費5万2,000円の増額はALTの雇用保険料でございます。30目教員住宅管理費は、デジタル放送化による共同アンテナ維持管理負担金1万6,000円の増額でございます。

15項小学校費10目学校管理費は嘱託職員報酬を148万8,000円増額、特別支援学級補助職員報酬を160万8,000円減額、消耗品費、修繕費として77万6,000円を増額しております。

20項中学校費10目学校管理費につきましても嘱託職員報酬を148万8,000円減額、特別支援学級補助職員報酬を160万8,000円、社会保険料1万2,000円、消耗品費、修繕費として37万6,000円を増額しております。委託料につきましては、大矢野中学校校舎南棟補強実施設計委託料入札残により60万5,000円を減額、大矢野中学校体育館改築に伴う技術室解体工事として220万円を増額、用地取得費として500万円、備品購入費として2万1,000円をそれぞれ計上しております。

25項社会教育費10目社会教育総務費は、文化財保護事業の修繕費と資料品移設委託料の組み替えであります。講師謝礼10万円と消耗品費の3万1,000円の減額は事業確定によるものでございます。

30項保健体育費10目保健体育総務費は、事業内での予算の組み替えを行っております。20目学校給食費は、非常勤職員報酬の203万6,000円を臨時雇用賃金等への組み替えでございます。

60款災害復旧費10項農林水産施設災害復旧費10目単独災害復旧費については、農業用施設単独災害復旧事業分として、道路2件、水路4件の工事請負費170万円を増額しております。

15目農業用施設等災害復旧費は、農業用施設災害復旧補助事業分として道路1件、水路1件、農地5件の工事請負費900万円の増額でございます。25目治山施設災害復旧費33万6,000円の増額は、治山施設土砂撤去に伴う自動車等借上料でございます。

15項公共土木施設災害復旧費10目道路災害復旧費の主なもの、補助事業の市道亀の迫江後線、大谷線、教良木下線災害復旧事業工事費として870万円を増額しております。15目河川災害復旧費は、補助事業の野々川災害復旧工事費250万円、事務費15万3,000円を計上、同じく野々川災害復旧単独事業分で、被災箇所土砂撤去に伴う自動車等借上料52万5,000円と、災害復旧工事費として50万円をそれぞれ増額しております。

70款諸支出金20項基金費10目財政調整基金費は1億4,000万円を計上しております。96目環境保全基金費には、積立金利子分を3万3,000円計上しております。

75款予備費10項予備費10目予備費537万1,000円の減額は、予算の調整でございます。

予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが議案を提出する理由でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君）　　ここでお諮りいたします。12時を迎え昼食の時間となりますが、議案審議が終了するまで会議時間を延長し、審議を続けたいと思っておりますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君）　　御異議なしと認め、よって会議時間を延長し、議案審議を続けます。
次に、議案第84号から議案第86号までを健康福祉部長。

○健康福祉部長（松浦 省一君）　　議案書の12ページをお願いいたします。議案第84号、平成21年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算第3号を別冊のとおり定めるものでございます。別冊予算書の43ページをお願いします。

議案第84号、平成21年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算第3号は第1条にありますとおり、歳入歳出予算それぞれに5,642万5,000円を追加し、予算総額を49億8,067万7,000円とするものでございます。詳細につきましては、49ページから事項別明細により説明いたします。

まず、歳入予算の主なものといたしまして、25款10項国庫負担金1,028万2,000円の増額は、一般被保険者保険給付費及び高額医療費共同事業拠出金の国庫負担分の増額を見込んでおります。

15項国庫補助金の1,895万5,000円の減額は、国税の収納率により5%カットされることを見込み、減額として計上いたしましたが、その後において減額率の基準が緩和される予定の通知が参っております。正式に決定されますと、本市の徴収率は基準内に入るため、減額は免れることになると考えております。

30款10項県負担金及び50ページの15項県補助金の増額は、国と同様に県負担分の増額を見込んでおります。

35款療養給付費交付金5,146万3,000円の増額は、退職被保険者等保険給付費がふえたため、また、40款の共同事業交付金644万3,000円の増額は、一般被保険者高額療養費がふえたことによる交付金の増額でございます。

65款諸収入188万4,000円の減額は、特定健診及び後期高齢者健診の集団健診における個人負担金の確定によるものでございます。

次に51ページの歳出について説明いたします。

10款総務費10項総務管理費の251万2,000円の増額は、被保険者証の配布方法を22年度から郵送に切りかえるための経費を計上しております。

15款保険給付費10項療養諸費、52ページの15項高額療養諸費、53ページの30款共同事業拠出金、54ページの35款保健事業費10項保健事業費、15項健康保持増進事業費につきましては、それぞれ実績見込み額により調整額を計上しております。

20項特定健康診査等事業費430万1,000円の減額は、特定健診の実績見込みによる526万2,000円の減額と、法改正に伴う健診システムの改修委託料96万1,000円の増額となっております。

55ページの50款諸支出費14万円の増額は、財政調整交付金と療養給付費等負担金の過年度分を国へ返還するものでございます。

55款予備費4,136万4,000円の減額は、歳入歳出の調整を行っております。以上でございます。次に、議案書の13ページをお願いいたします。

議案第85号、平成21年度上天草市診療所特別会計補正予算第4号を別冊のとおり定めるものでございます。別冊予算書では56ページをお願いいたします。

議案第85号、平成21年度上天草市診療所特別会計補正予算第4号は、第1条にありますとおり、歳入歳出予算それぞれ63万6,000円を追加し、予算総額を7,062万2,000円とするものでございます。詳細につきましては59ページをお願いいたします。

診療所の収入不足を補てんするため、一般会計からの繰入金を63万6,000円増額するものでご

ざいます。

60ページの歳出につきましては、診療所の医師宿日直手当及び職員共済費に不足が生じたため、一般管理費に64万7,000円を増額し、地方債の償還金利子1万1,000円を減額するものでございます。以上でございます。

次に、議案書の14ページをお願いいたします。

議案第86号、平成21年度上天草市介護保険特別会計補正予算第2号を別冊のとおり定めるものでございます。別冊予算書の61ページでございます。

議案第86号、平成21年度上天草市介護保険特別会計補正予算第2号は、第1条にありますとおり、歳入歳出予算それぞれに204万8,000円を追加し、予算総額を30億2,669万2,000円とするものでございます。詳細につきましては66ページから説明をいたします。

歳入予算の主なものといたしましては、20款の国庫支出金と30款の県支出金につきまして、歳出予算の組み替えに伴い、施設と居宅の給付費に変更が生じたため、国と県の負担額をそれぞれ調整しております。

35款の財産収入76万2,000円の増額は、介護給付費準備基金が3月末に満期になることから、利子分を計上しております。

45款の繰入金128万6,000円の増額は、死亡等による1号保険料の過年度還付金及び経済危機対策による緊急雇用の臨時職員の人件費を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、67ページの支出について説明します。

10款10項総務管理費は臨時職員の人件費の増額、20項介護認定審査会費は認定調査委託料の減額、30項計画策定委員会費は計画策定委員会の開催経費を増額計上しております。

68ページの15款保険給付費につきましては、上半期実績により下半期の給付額を見込み、それぞれの給付費を算出し、調整を行いました。

69ページの25款基金積立金76万2,000円の増額は、満期になった積立金と利子分を合わせて再度基金に積み立てるものでございます。

70ページの35款10項償還金及び還付加算金3,082万1,000円の増額は、死亡等による1号保険料の過年度分還付金、及び平成20年度決算により介護給付費が確定したことによる国、県及び一般会計への過年度分返還金を計上しております。

40款の予備費3,511万円の減額は、35款の返還に必要な財源に充当しております。

提案の理由といたしまして、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第87号を市民生活部長。

○市民生活部長（村田 一安君） それでは、議案書の15ページをお願いいたします。

議案第87号、平成21年度上天草市斎場特別会計補正予算第4号を別冊のとおり定める。別冊の71ページをお開きください。

平成21年度上天草市斎場特別会計補正予算第4号は次に定めるところによる。歳入歳出予算

の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,480万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,523万4,000円とする。

内容につきましては、74ページをお開きください。

今回の補正につきましては斎場改修工事に伴うものでございまして、歳入は20款繰入金10項10目の一般会計繰入金で2,080万円と、20項10目の基金繰入金の400万円を合計2,480万円を計上するものでございます。

次に、歳出の11節需用費130万円は、3号炉バーナーが14年以上経過し、故障した場合でも部品がなく、支障が出る前に取りかえるための修繕費でございます。15節工事請負費の2,280万円は省エネ設備、太陽光発電でございますが、設置工事に2,010万円、付帯雑改修工事に270万円を計上しました。また、18節備品購入費としまして、70万円はイス、テーブル、カーテンの家具等が開設以来26年を経過しておりまして、老朽化しておりますために、購入するものでございます。

議案書の15ページに返っていただきまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございますので、御審議いただきまして、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第88号を経済振興部長。

○経済振興部長（佐伯 秀昭君） 16ページをごらんいただきたいと思います。議案第88号について御説明申し上げます。

議案第88号、平成21年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算第2号でございます。平成21年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算第2号を別冊のとおり定めるものでございます。

内容につきましては、予算書の75ページをごらんいただきたいと思います。歳入歳出それぞれ5万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を4,043万4,000円にするものでございます。

内容といたしましては、第1表の歳入でございますが、35款繰入金15項基金繰入金5万4,000円。これは基金の1,605万4,000円の取り崩しを行い、1,600万円を20年度繰越明許の工事費に、これは予算計上済みでございますけれども、残りの5万4,000円、これは基金の利息分を現年度の予備費で繰り入れるものでございます。

歳入合計、補正前の額が4,038万円、今回補正額が5万4,000円、合計4,043万4,000円。歳出が、50款予備費10項予備費、補正前の額255万7,000円、今回補正額5万4,000円、合計266万1,000円。歳出合計、補正前の額4,038万円、今回補正額5万4,000円、合計4,043万4,000円にいたすものでございます。歳入歳出の予算事項別明細書は御確認いただければと思います。

議案書のほうに返っていただきまして、提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第89号を建設部長。

○建設部長（永森 文彦君） 議案書の17ページ、それと予算書の79ページで説明をいたします。

平成21年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算第4号を別冊のとおり定める。提案理由につきましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございますので、今回の提案でございます。

予算書の79ページをお願いいたします。補正予算第4号は次に定めるところによる。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,940万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,331万2,000円とするものでございます。

83ページをお願いいたします。歳入、一般会計繰入金2億4,760万7,000円でございます。これは、繰り上げ償還を実施するために予算を計上したわけでございます。

30款市債2,790万円の減額でございますけれども、これは資本費平準化債の算定方法の変更による減額でございます。

85ページをお願いいたします。公共下水道事業費20目管路維持管理費でございます。賃金の104万4,000円は、臨時雇用を二人採用いたしておりますので、104万4,000円の増額でございます。

86ページをお願いいたします。20款公債費、元金の補正をいたします。これは先ほど説明いたしましたが、今回2億1,824万2,000円を地方債の償還として支出するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第90号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（松浦 省一君） 議案書の18ページをお願いいたします。

議案第90号、平成21年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を別冊のとおり定めるものでございます。別冊予算書の87ページをお願いします。

議案第90号、平成21年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、第1条にありますとおり、歳入歳出予算それぞれに1,600万5,000円を減額し、予算総額を3億5,627万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、90ページをお願いします。保険基盤安定繰入金は、低所得者等の保険料軽減分について県と市で補てんすることになっておりますが、実績に伴い1,600万5,000円の減額となりましたので、歳入で一般会計からの繰入金を減額、歳出で後期高齢者医療広域連合への納付金を減額するものでございます。

提案の理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第91号を水道局長。

○水道局長（鍛田 成朗君） 議案書の19ページをお願いいたします。議案第91号、平成21年度上天草市水道事業会計補正予算第2号について御説明いたします。

平成21年度上天草市水道事業会計補正予算第2号を別冊のとおり定めるものであります。別冊の平成21年度上天草市水道事業補正予算のほうで説明いたします。

1ページの収益的収入及び支出についてですが、別冊の予算書の詳細が3ページに載っておりますので、3ページをごらんいただきたいと思っております。

初めに、収入についてです。第1款水道事業収益第1項営業収益の給水収益で1,067万3,000円の減額でございます。これは使用水量の減少に伴い、給水収入の減額でございます。

次に、支出について説明いたします。4ページをお願いいたします。

第1款水道事業費用です。1,067万3,000円の減額です。内訳といたしまして、第2目配水及び給水費で1,057万1,000円、総係費で10万2,000円の減額でございます。これは、4月の職員の人事異動等に伴う給与関係の減額補正でございます。歳入歳出でそれぞれ9億1,968万2,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出について説明いたします。5ページをお願いいたします。

初めに、資本的収入です。資本的収入で1,630万円の減額でございます。内訳といたしまして、企業債で2,180万円の減額です。これは、大型海底送水管の敷設がえを当初企業債を予定していましたが、臨時交付金で実施することになりましたので、減額となりました。

また、過疎債につきましては、補助事業の湯島地区の敷設がえに伴う事業で、当初では補助分しか過疎債の借り入れができないということでありましたが、単独分も過疎債の借り入れができるということになりまして、今回550万円の増額となり、歳入総額で5億170万円とするものであります。

次に、支出について説明いたします。資本的支出で1,802万5,000円の増額です。

内訳といたしまして、建設改良費で249万3,000円の減額でございます。第2項の企業債償還金で2,051万8,000円の増額でございます。この増額は、繰り上げ償還の決定に伴う増額でございます。また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、2億9,097万2,000円を3億2,529万7,000円に改め、損益勘定留保資金及び積立金で補てんするものでございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、これがこの議案を提出する理由でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第92号を病院事務長。

○上天草総合病院事務長（松本 精史君） 議案書の20ページをお願いいたします。議案第92号について御説明いたします。

平成21年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算第3号を別冊のとおり定めるものでございます。別冊補正予算書1ページをお願いいたします。

第1款病院事業費用34億301万4,000円の増額組み替え補正でございます。詳細については3ページの予算説明書で御説明いたします。

第1款病院事業費用第1項医業費用の第1目給与費第1節給料で800万円、第2節手当で2,600

万円、第3節報酬で362万6,000円を減額いたしまして、第5節退職給与金で退職金の不足見込みで362万6,000円、第6節法定福利費で共済掛金率変更によります事業主負担金増加に伴いまして、3,400万円の組み替えでございます。

第4項看護学校費用では、第1目給与費第4節法定福利費で167万円を増額しております。

第6項訪問看護ステーション費用では、第1目給与費の第2節手当45万円、第4節法定福利費55万円の増額です。

4ページのほうでございます。

第7項介護老人保健施設費用第1目給与費第1節給料を347万1,000円、第2節手当を370万円、それぞれ減額いたしまして、第4節賃金を60万円、第5節法定福利費を310万円増額する組み替えでございます。

第8項在宅介護支援センター費用第1目給与費第1節給料3万4,000円、第2節手当25万円、第3節法定福利費38万円を増額しております。

第9項居宅介護支援センター費用第1目給与費第1節給料を13万7,000円を増額です。第2節手当を40万円減額いたしまして、第3節法定福利費を40万円増額するものでございます。組み替えいたします理由といたしまして、共済負担金等の事業主負担率の増加に伴うことと、もう一つが職員の異動に伴いまして法定福利費、手当が不足するため、補正をお願いするものでございます。

提案理由でございます。予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出いたします理由でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第93号を経済振興部長。

○経済振興部長（佐伯 秀昭君） 21ページのほうをごらんいただきたいと思います。議案第93号について御説明申し上げます。

議案第93号の字の区域の変更についてでございますけれども、県営荒木浜地区経営体育成基盤整備事業に伴い、地方自治法第260条第1項の規定により、上天草市の字の区域を次のとおり変更するものでございます。

字図は説明資料の7ページをごらんいただきたいと思います。わかりにくいかと思うのですが、この事業は全体の事業費を4億5,700万円、それから21.7ヘクタールの農地の区画整理を主に行ったことによりまして、字区の変更が生じたものでございます。

変更前の大字登立字荒木浜が、変更後大字中字北越ノ浦口へ変わります。区域につきましては、ちょっとわかりにくいかと思いますが、地番等にて記載のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。議員さんのお手元には色分けしてあるのがありますでしょうか。この薄い紫色が農道でございます。それからウグイス色があるかと思いますが、そのウグイス色の部分の下と上が字の変更になっています。それから中央に赤いのがありますけれども、小さいウグイス色があるかと思いますが、そこが大字の変更区域になります。

変更前の大字中字阿蘇谷が変更後の大字中字北越ノ浦口へ、区域につきましては、この記載のとおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、変更前の大字中字北越ノ浦口が変更後の大字登立字荒木浜へ、区域につきましては、ごらんいただきたいと思ひます。

変更前の大字中字越ノ浦口が変更後の大字中字西越ノ浦口へ、区域については地番等をごらんいただきたいと思ひます。

変更前の大字中字西越ノ浦口が変更後の大字中字越ノ浦口へということで、変更いただきたいと思ひます。

また内容及び区域につきましては、御確認いただきたいと思ひます。

提案理由といたしましては、市の区域内の字の区域を変更するには地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第94号及び議案第95号を総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） 議案第94号、議案第95号について御説明いたします。この両議案とも、城南町と植木町が来年3月23日に熊本市と合併するため、熊本県市町村組合事務組合同規約から植木町及び城南町を削るものです。また、熊本県後期高齢者医療広域連合同規約から植木町、城南町を削除するものです。

議案第94号の提案理由といたしましては、熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少させ、規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが議案を提出する理由であります。

また、議案第95号につきましても、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが議案を提出する理由であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、執行部から議案内容の説明が終わりました。

これをもって、本日の議事日程は終了いたしました。あす2日から3日までは議案研究のため休会し、次の本会議は4日午前10時から質疑、委員会付託となっております。質疑の通告をされる方は、あしたの午後5時までに通告書を御提出くださるようお願いいたします。なお、一般質問をされる方は、本日午後4時までに通告書を提出ください。

以上で、本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 0時33分